

平成29年4月17日

保護者の皆様

川崎市立川崎高等学校全日制課程  
校長 高井 健次

## 暴風警報発令時・地震発生時等における生徒の安全確保について

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、「暴風警報」等発令時及び地震発生時における、生徒の安全確保を最優先した川崎市立学校における「臨時休業措置」「下校措置」の対応について、川崎市教育委員会によるガイドライン(通知)が示されております。これを受けて、本校では、次のように対応いたしますので、お知らせいたします。

なお、本校では、こうした自然災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1 神奈川県内のいずれかの市町村で、**特別警報及び暴風を伴う警報発令時**

＜神奈川県内で特別警報及び暴風を伴う気象警報が

午前6時の時点、あるいは、午前6時以降始業時刻までに

発令されている場合＞

○当日を臨時休業とします。

＜生徒登校後、学校での教育活動中に発令された場合＞

○活動時間（授業や部活動等）を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。

なお、安全に下校できないと判断される場合は、当該生徒を学校で待機させる安全措置を講ずることがあります。

### 2 暴風を伴わない警報発令時（大雨警報、大雪警報など）

○交通機関の運行状況などを確認し、安全に留意して登校させてください。

[裏面もごらんください]

3 川崎市内のいずれかの地域に、**震度5強以上の地震が発生したとき**

<発生が始業時刻前の場合>

○発生した当日及び翌日を臨時休業とします。

<発生が学校での教育活動中（在校中）の場合>

○発生した当日及び翌日を臨時休業とします。

当日は教育活動（授業、部活動など）を中止し、安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により生徒を帰宅させます。

なお、帰宅困難な生徒については安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きます。

<発生が休日、休前日の場合>

○休日明けの平日を臨時休業とします。

また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、生徒の学校での活動をすべて中止とします。

4 東海地区に**大規模地震の警戒宣言が発令されたとき**

<在宅時、休日などの場合>

○警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

<通学途中の場合>

○安全に留意して、ただちに帰宅する。

また、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

<教育活動中（在校中）の場合>

○教育活動（授業、部活動など）を中止し、安全に下校できると判断された段階で、教職員の指示により生徒を帰宅させます。

なお、帰宅困難な生徒については安全に下校できると判断されるまで学校に留め置きます。

また、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とします。

※ 以上について、ご不明な点がある場合は、  
全日制 教頭（Tel 044-244-4981代）  
までお問い合わせください。